災害等被災者支援に
関する各種制度のご案内

十和田市
令和８年６月

【目次】

1	・災害救援物資がほしい ・災害等により住居が被災した ・災害等により死亡・重傷を負った	災害救援物資の支給 見舞金の支給 災害弔慰金等の支給	P 1 P 2,3 P 4,5
2	・当面の生活資金や住まいを確保したい	生活資金の貸付等 市営住宅の特定入居	P 6 P 7
3	・災害ごみ等の処分をしたい	災害・火災によって出たごみの処分	P8～10
4	・罹災証明書がほしい	罹災証明書の交付(火災) 罹災証明書の交付(火災以外)	P 11 P 12,13
5	・災害等によって生じた問題について相談したい	無料相談のご案内	P 14
6	・資格確認書等を焼失・紛失した	資格確認書等の再発行	P 15
7	・印鑑登録証を焼失・紛失した ・マイナンバーカードを焼失・紛失した	印鑑の再登録申請 マイナンバーカードの再発行	P 16 P 17
8	・市税等の減免について ・国民年金保険料の免除について ・一部負担金の減免等	市税等の減免・控除申告 国民年金保険料の免除申請 一部負担金の減免	P 18 P 19 P 20
9	・上水道・下水道について	水道の使用中止・開始 下水道に関する届出等	P 21 P 22
10	・電気等のライフラインに関する連絡先について	ライフライン事業所の連絡先	P 23

災害救援物資の支給

災害救援物資の支給について

日本赤十字社十和田市地区では、災害・火災によって住家に被害を受けた方、又は避難所への避難を余儀なくされている方に対し、災害救援物資を支給しています。

〈災害救援物資〉

① 毛布（人数分）

② 緊急セット（衛生用品、タオル、歯ブラシなどの生活用品）

災害区分	毛布配布数	緊急セット配付数
全焼	人　数　分	４人ごとに１セット 例：１～４人 ⇒ １セット ５～８人 ⇒ ２セット
全壊		
流失		
半焼		
半壊		
床上浸水		

※災害救援物資の支給対象とならない場合

- 非住家（作業小屋、店など）が被災した場合
- 被災した住家のうち、床下浸水のもの

〈香花料の交付〉

災害・火災による死亡者	災害・火災による死亡者１人につき、５千円を支給しております。 （香花料として、ご遺族に交付します） ※災害救助法適用の際は別途検討いたします。

お問い合わせ先
日本赤十字社十和田市地区
（くらし環境課内）
電話：0176-51-6735

見舞金の支給

１　見舞金の支給について

市では、災害により被災した世帯及び重傷を負った者又は火災により被災した世帯に対して見舞金を支給しています。

〈災害見舞金〉

◇支給対象

・十和田市民

見舞金区分	対象者	支給額
災害見舞金	災害により住居が全壊、半壊又は床上浸水した被災世帯	全壊　１世帯につき 10,000 円 半壊又は床上浸水　１世帯につき　5,000 円
重傷者見舞金	災害により１か月以上の入院加療を要する重傷を負った者	１人につき　5,000 円
火災見舞金	火災により住居が全焼又は半焼した被災世帯	全焼　１世帯につき 10,000 円 半焼　１世帯につき　5,000 円

対象となり、市で把握している事案については、市において現地調査を行います。また、見舞金の支給は、現地調査の後日となります。

※適用とならない場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先
十和田市　総務部　防災安全課
セーフコミュニティ係
電話：0176-51-6777

２　社会福祉法人青森県共同募金会による災害見舞金等の支給について

災害・火災により被害を受けた世帯の世帯主に対して支給する「災害見舞金」および災害・火災により死亡した方の遺族に対して支給する「災害弔慰金」について、十和田市共同募金委員会が支給しています。

〈災害見舞金〉

◇支給対象

・十和田市内居住者であること
・災害を受けた場所が十和田市内であること
・災害を受けた家屋が生活の拠点であること
・災害を受けた家屋が借家の場合、現に居住している世帯を対象とすること

◇支給額

・住居が全壊、全焼又は流失した場合	１世帯につき　10,000円
・住居が床上浸水した場合	１世帯につき　5,000円
・住居が半壊、又は半焼した場合	１世帯につき　5,000円

〈災害弔慰金〉

◇死亡者１人あたり　5,000円

※両制度とも適用除外となる項目がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先
十和田市共同募金委員会
十和田市稲生町18-33
電話：0176-23-2992

災害弔慰金等の支給

1　市災害弔慰金の支給について

対象となる災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害傷害見舞金を支給しています。

◇対象となる災害…自然災害

- １市町村において住居が５世帯以上滅失した災害
- 都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害
- 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
- 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

〈災害弔慰金〉

◇支給対象

①　配偶者、子、父母、孫、祖父母

②　①いずれも存在しない場合は、死亡した方の死亡当時における兄弟姉妹（死亡当時、同居又は生計を同じくしていた者に限る）

◇支給額

①　生計維持者が死亡した場合　500万円

②　その他の者が死亡した場合　250万円

＜災害障害見舞金＞

◇支給対象

対象となる災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

◇支給額

①　生計維持者　250万円

②　その他の者　125万円

お問い合わせ先
十和田市　総務部　防災安全課
セーフコミュニティ係
電話：0176-51-6777

２　市災害援護資金の貸付について

対象となる災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行います。

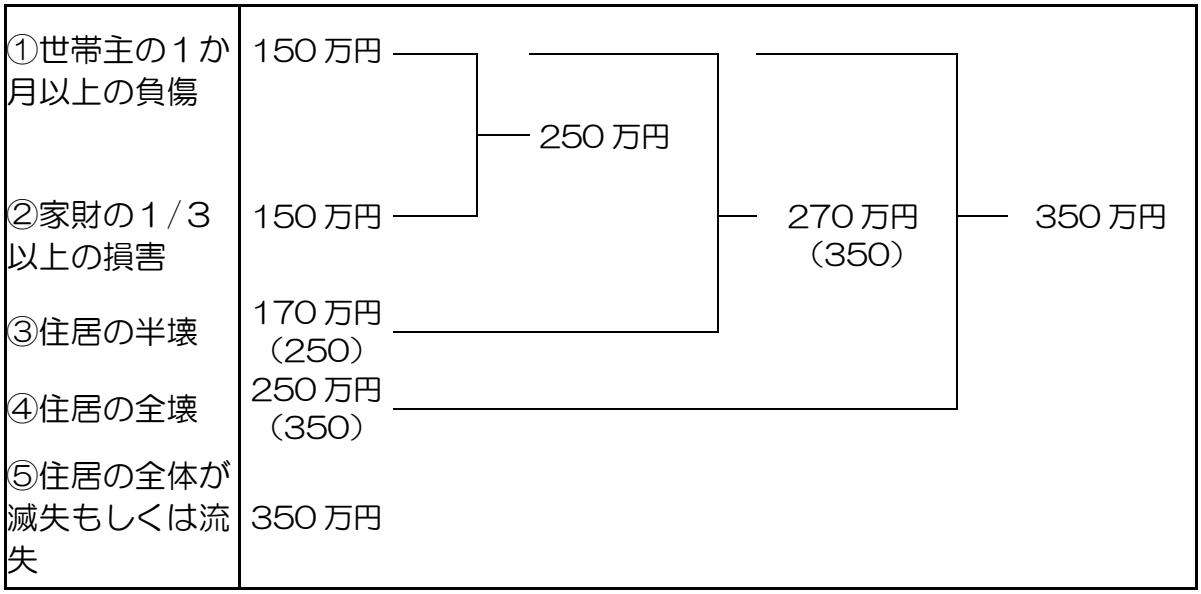
◇対象となる災害

都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害

◇支給対象

対象となる災害によって負傷又は住居、家財に被害を受けた者のうち所得金額が一定の範囲の方（詳しくはお問い合わせください）

◇貸付限度額



注）被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別な事情がある場合は（）内の額

◇利　　率　連帯保証人　無　1.5%　（措置期間中は無利子）
　　有　無利子

◇措置期間　３年　（特別な場合５年）

◇償還期間　10年　（措置期間含む）

◇償還方法　年賦、半年賦又は月賦

お問い合わせ先
十和田市 総務部 防災安全課
セーフコミュニティ係
電話：0176-51-6777

生活資金の貸付等

1　生活福祉資金貸付制度について

青森県社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度として、災害・火災による被害を受けたことにより臨時に必要となる経費や緊急小口資金の貸付を行っています。

災害・火災による被害を受けたことによる困窮から自立するために、必要な経費をお貸しする制度です。貸付決定までには審査があります。

貸付対象：低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯

資金の種別	貸付限度額	貸付利率	連帯保証人
福祉費（災害）	150 万円以内	無利子（但し、連帯保証人がいない場合は年 1.5%）	原則必要
緊急小口資金	10 万円以内	無利子	不要

※福祉費（災害）：災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金が対象となる場合は対象外です。

※緊急小口資金：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用であり、利用する場合は、原則、自立相談支援事業の利用を要件とします。

2　たすけあい資金貸付事業について

十和田市社会福祉協議会では、一時的に生活に困窮している低所得世帯に対して、応急援護資金を貸付しています。

貸付対象：十和田市内に居住する低所得世帯で他から融資を受けることが困難な世帯
貸付用途：生活上緊急に必要な費用など

3　フードバンク・サポート事業について

十和田市社会福祉協議会では、企業等から食料を寄贈していただき生活にお困りの方に食料を差し上げるフードバンク・サポート事業に取り組んでいます。

対象者：十和田市に居住している方で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な世帯等
利用方法：①お電話でご相談ください。お困りの状況をお伺いします。
②十和田市社会福祉協議会に来所していただき、申込用紙に記入して食料を受け取ります。

お問い合わせ先
十和田市社会福祉協議会
（十和田市稲生町18-33）
電話：0176-23-2992

市営住宅の特定入居

市営住宅の特定入居制度について

災害・火災で家を失った場合、市営住宅へ公募によらない「特定入居」ができる制度があります。ただし、市営住宅に空室がある場合、かつ入居希望者が市営住宅の入居者資格（収入基準等）を有することや、滅失の証明として「罹災証明書（写し可）」など罹災を証明できるものが必要となります。

◇市営住宅入居者資格要件の一例
（※世帯状況によって要件は異なりますのでご相談ください）

① その者の収入が、条例で定める収入基準以内であること。
② 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
（申込者及び同居者に罹災した家以外の持ち家がある方は申込み不可）
③ 住民税を滞納していない者であること。
（申込者及び同居しようとする全員分）
④ その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族、若しくは親族に準ずる者として規則で定めるものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。
⑤ 特定公共賃貸住宅にあっては同居親族などがあること。

お問い合わせ先
十和田市 都市インフラ整備部 都市整備課
建築住宅係
電話：0176-51-6738

災害・火災によって出たごみの処分

十和田地域広域事務組合では、一般家庭で生じた災害ごみや火災ごみの処分費用の減免を行っています。減免申請を行う際は、十和田市くらし窓口部くらし環境課にお越しください。

〈災害・火災によって出たごみの処分方法〉

十和田地域広域事務組合に自己搬入(燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ)

- 分別してからの搬入となります。※家庭ごみの出し方と同様の分別方法
- 処理できない家電４品目、タイヤ等のごみは受け入れできません。
- 家屋解体廃棄物は、罹災者または地域住民等の奉仕活動により発生したもので、柱等は長さ100㎝以下、太さ10㎝以下のものに限ります。また、解体業者の解体工事により発生した廃棄物は、災害が原因で発生した木材及び火災が原因で焼け焦げた木材に限り受け入れます。
- 減免の対象となる家屋は、住居用家屋・車庫・物置のみで、事業用の建築物は対象外です。同様に、事業用の農機具や備品等も減免の対象となりません。
- 一般廃棄物収集許可業者による搬入については、平ボディ車（荷物運送用トラック）での搬入で、罹災者または親族の同乗もしくは同行が必要です。

１　申請に必要なもの

- 廃棄物処理手数料等減免申請書関係書類
- 罹災証明書１部（原本）
  罹災証明書については、Ｐ11・12「罹災証明書の交付」をご参照ください。
- 搬入する車両番号、形状がわかるメモなど

（申請した車両以外での搬入はできませんので、あらかじめご了承ください）

２　減免決定通知書の交付

申請内容に不備がなければ、申請日より１週間程度で減免決定通知書が発行されます。

※家屋の解体がある場合は、現地の立ち合いがありますので、２週間程度かかる場合があります。

３　ごみの搬入

災害ごみ・火災ごみを搬入する際は、減免決定通知書をご提示ください。

※別紙「災害ごみ等減免申請手続から搬入まで」（次ページ）をご参照ください。

お問い合わせ先
十和田市　くらし窓口部　くらし環境課　環境衛生係
電話：0176-51-6726

十和田地域広域事務組合（十和田ごみ焼却施設）
電話：0176-28-2654

別紙

災害ごみ等減免申請手続から搬入まで

本申請は災害ごみ等の処分費用の減免措置をするものであり、解体・運搬費用を減免、補助するものではありません。

＊家庭から排出される家庭系一般廃棄物のみを減免対象としており、事業系一般廃棄物または産業廃棄物は対象ではありません。（ただし、災害による解体工事によって生じた木材及び焼け焦げた木材は減免対象）

＊減免対象の範囲は、罹災証明書の「罹災場所」から発生した廃棄物になります。

罹災者
（申請者）

〇事前に準備・連絡していただくもの

- 罹災証明書（原本）１部
- 搬入する車両番号、形状がわかるメモなど（申請した車両以外での搬入不可）
- 廃棄物の運搬を業者に依頼する場合
  十和田市一般廃棄物収集運搬業許可業者の手配

解体業者の手配にお困りの際は下記協会にご相談ください。
（一社）青森県解体工事業協会（TEL.017-729-2322）

来庁

申請受付
十和田市役所
くらし環境課
TEL.51-6726

くらし環境課から連絡

十和田地域広域事務組合
（十和田ごみ焼却施設）

建物の解体がある場合

現場立会い・火災ごみ確認
- 罹災者
- 収集運搬業許可業者＊
- 十和田地域広域事務組合
- 十和田市役所

＊十和田市一般廃棄物収集運搬業許可業者
現地で４者が立会い、火災ごみの分別と搬入方法等について説明します。

くらし環境課より交付

減免決定通知書の交付・十和田市廃棄物処分手数料減免決定通知書

決定通知書
罹災者

罹災者が依頼

自己搬入

収集運搬業許可業者

収集運搬業許可業者に依頼するときは、
罹災者（親族）の同乗または同行が必要

業者搬入

減免決定通知書持参

十和田地域広域事務組合
（十和田ごみ焼却施設）

十和田市大字伝法寺字大窪 60-3
月曜日～土曜日
（日曜・祝日は搬入できません）
８：30～16：30

次ページ（搬入時の注意）へ続く

搬入時の注意

受入できるもの

・罹災した可燃物 ・燃え残った可燃物及び燃え殻	①布団 ②畳(８等分に裁断したもの) ③衣類 ④紙くず(雑誌等) ⑤その他最長辺 50 ㎝以下の小型可燃物 （家具及び建具等で 50 ㎝四方以下） ⑥焼け焦げた(罹災した)柱などの木材（柱等は長さ 100 ㎝以下、太さ 10 ㎝以下のものに限る）	十和田地域 広域事務組合へ
・罹災した不燃物及び粗大ごみ類 ・燃え残った不燃物及び粗大ごみ類	①家具 ②家電製品（家電４品目を除く） ③ガラス、陶磁器類（食器、便器等） ④金属類 ⑤罹災部分の建具 等 ＊金属類はできるだけ古物商等へ引き取りを依頼してください。	

受入できないもの

家電４品目	①エアコン ②テレビ ③冷蔵庫・冷凍庫 ④洗濯機・乾燥機	取り扱い業者、 購入店、販売店へ
パソコン	①ノートパソコン ②デスクトップパソコン本体 ③液晶ディスプレイ（一体型パソコンも含む）	製造メーカーへ
処理困難物	①タイヤ・ホイール ②消火器 ③ガスボンベ ④バッテリー ⑤ピアノ など	購入店、販売店へ
解体廃棄物	解体業者が解体して生じた、焼け焦げた木材を除く廃棄物（産業廃棄物に該当）	産業廃棄物処理業者へ

災害ごみ等搬入手順

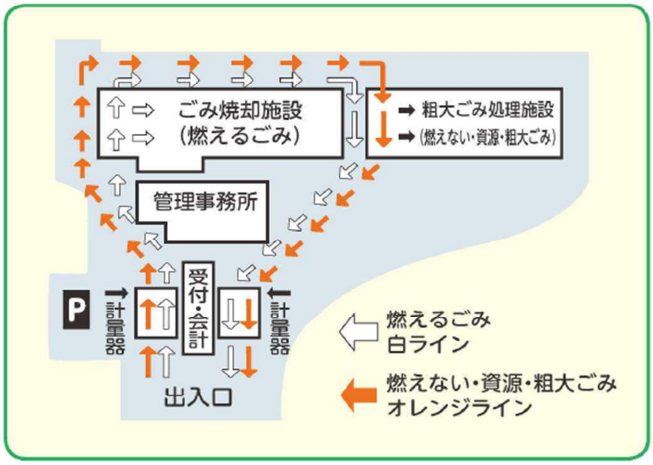
①計量する際に減免決定通知書を提示する。※搬入の際は係員の指示に従ってください。

②分類ごとに搬入場所が異なるため、それぞれの場所に搬入する。（下記参照）

搬入場所



搬入経路



罹災証明書の交付（火災の場合）

１　罹災証明書の交付について

〈罹災証明交付申請書の提出⇒罹災証明書の交付〉※証明は無料です。

火災の「罹災証明書」は、火災により被害に遭われた方が、保険の請求などの手続きや各種届出の際に必要となる証明書です。「罹災証明書」の交付を希望する場合は、「罹災証明交付申請書」に必要事項を記入し、管轄する消防署へ提出してください。

「罹災証明書」の交付に際しては、原則として、消防での火災調査（現場見分）を行った後の証明となります。

２　罹災証明交付申請書について

火災の場合、火災調査時または所轄消防署で「罹災証明交付申請書」をお渡しします。

申請書には、「使用目的又は提出先」の記載が必要となります。

また、申請者及び関係者であることを証明できるもの（自動車運転免許証等）を確認させていただきます。

お問い合わせ先
十和田消防署　0176-25-4115
十和田湖消防署　0176-72-2241
湖畔出張所　0176-75-1011

罹災証明書等の交付（火災以外の場合）

１　罹災証明書等の交付について

〈罹災証明交付申請書の提出⇒罹災証明書の交付〉※証明は無料です。

自然災害（火災以外）により住家等へ被害があった際は、各種支援制度を利用するため、「罹災証明交付申請書」又は「被害届出証明交付申請書」を税務課へ提出してください。証明書の種類は被災した物件によって分かれます。

１　住家が被災した場合

・・・「罹災証明交付申請書」

２　住家以外の工作物（雨樋、物置等）又は動産（自動車、家財等）が被災した場合・・・「被害届出証明交付申請書」

２　罹災証明書等の申請に必要な書類

①　「罹災証明交付申請書」又は「被害届出証明交付申請書」

②　本人確認書類（マイナンバーカード、自動車運転免許証等）

③　委任状（本人及び同一世帯家族以外の方が申請される場合）

④　位置図（家屋の場所がわかる地図等）

⑤　被害の状況が確認できる写真

【参考】「住まいが被害を受けたときに最初にすること」（次ページ）

３　申請期間

被害を受けた日から９０日以内

（大規模災害の場合、期間が延長される場合があります）

※「罹災証明交付申請書」については、申請書を受理した後、被害調査に伺います。被害を目視で確認できることが必要ですので、適切な調査ができるよう早期の申請をお願いします。

お問い合わせ先
十和田市　くらし窓口部　税務課　固定資産税係
電話：0176-51-6769

【参考】「住まいが被害を受けたときに最初にすること」（抜粋）

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。
市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。
ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
  ※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

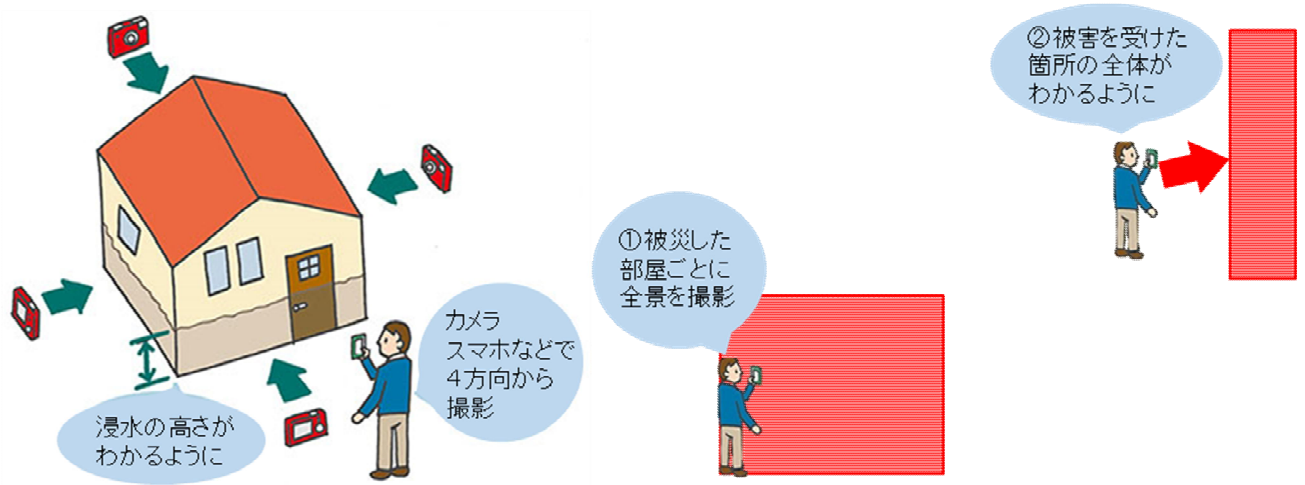
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
  ①被災した部屋ごとの全景写真
  ②被害箇所の「寄り」の写真
  を撮影しましょう。

＜想定される撮影箇所＞
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス　など

＜イメージ図＞

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



市民相談のご案内

市民の方々が日常生活において抱えている様々な問題について、相談に応じています。相談は無料です。

１　受付相談内容

相談区分	相談日時	時間	内容
市民無料相談 〇法律相談 〇司法書士相談 〇不動産相談 〇くらしとお金の相談など	各相談によって予約や日程など異なりますので、広報やHPで確認していただくか、お問い合わせください。		日常生活における悩みごとや、被災建物に係る借地・借家問題、登記など様々な専門相談について、弁護士や司法書士などの専門家が相談を受けます。

２　相談場所

市役所本館１階　１２番窓口　くらし環境課（市民相談室）

３　相談方法

市民無料相談は、日程が決まっていますので、市HPか下記までご連絡ください。

お問い合わせ先
十和田市 くらし窓口部　くらし環境課
くらし支援係
電話：0176-51-6735

資格確認書等の再発行

国民健康保険及び後期高齢者医療に係る資格確認書等の再発行について

災害によって「国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ」や「後期高齢者医療資格確認書又は資格情報のお知らせ」等を焼失・紛失等した場合、再発行いたします。また、住所を変更したなど、内容に変更があったときは、手続きをお願いいたします。

◇手続きに必要なもの

①窓口にお越しの方の本人確認書類

本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、その他公的機関発行の写真付の身分証明書

②破損した場合は、破損した資格確認書等

※建物全焼などで本人確認書類がご用意できない場合は、ご相談ください。

お問い合わせ先

◆国民健康保険について

十和田市 くらし窓口部 国保年金課 国民健康保険係

電話：0176-51-6750

◆後期高齢者医療について

十和田市 くらし窓口部 国保年金課 長寿医療係

電話：0176-51-6752

印鑑の再登録申請

【印鑑の再登録申請について】

災害・火災により印鑑登録証または登録済の印鑑を焼失・紛失等され、引き続き印鑑登録するは、再度登録が必要です。

◇手続きに必要なもの

① 登録される印鑑

② 免許証、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード等の写真付きの身分証明書

③ 手数料300円

代理人による登録申請や写真付きの身分証明書をお持ちではない場合はお問い合わせください。

お問い合わせ先
十和田市 くらし窓口部　市民課 住民記録係
電話：0176-51-6755

マイナンバーカードの再発行

マイナンバーカードの再発行について

災害・火災によりマイナンバーカードを焼失・紛失等し、再交付を希望する場合は、カードの再交付申請が必要です。

まずは市役所に来庁し、「マイナンバーカード紛失届」を提出した上で、「マイナンバーカード交付申請書」の交付を受けてください。

※本人または同世帯員のマイナンバーカード交付申請書は、市民課窓口で交付しています。来庁者の身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

◇カードの申請方法

次の方法により申請が可能です。

①市民課窓口での申請

- 顔写真の撮影や申請書類の作成等、申請手続きする。
- 申請者本人の身分証明書（運転免許証等）の提示が必要。

②郵送での申請

- 申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付ける。
- 申請書と同封した案内にある、カードの申請先に送付する。

③オンラインでの申請

- スマートフォンで顔写真を撮影する。
- 申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトで顔写真を登録する。

◇カードの受取方法

カードの申請から約１ヶ月半～２ヶ月後、ご自宅にカード交付の案内を郵送しますので、届きましたら必要書類を持参のうえ、ご本人様が市民課窓口までお越しください。

〇カード受取に必要な書類

- マイナンバーカード交付通知書
- 本人確認書類

１点で有効なもの：運転免許証、パスポート、在留カード など

２点で有効なもの：資格確認書＋診察券

資格確認書＋通帳　など

※詳細については下記連絡先までお問合せください。

お問い合わせ先
十和田市 くらし窓口部　市民課 住民記録係
電話：0176-51-6755

市税等の減免・控除申告

市税等の減免

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料につきましては、災害・火災により、財産について被害を受けた方は、被害の内容に応じて減免を受けられる場合がありますので、納期限までに各相談窓口へご相談ください（納期限を過ぎた場合は、減免の対象とならない場合があります）。

※火災保険等で補填される場合は、減免が受けられない場合があります。

雑損控除の申告

個人市民税の申告又は所得税の確定申告で雑損控除を申告することにより、翌年度の個人市民税が下がる場合があります。

相談窓口

◆市税の減免及び納税相談について

十和田市 くらし窓口部 収納管理課 収納係

電話：0176-51-6760、6761

◆後期高齢者医療保険料について

十和田市 くらし窓口部 国保年金課　長寿医療係

電話：0176-51-6752

◆介護保険料について

十和田市 健康こども福祉部 いきいき高齢介護課 介護保険係

電話：0176-51-6721

◆雑損控除の申告について

十和田市 くらし窓口部 税務課 市民税係

電話：0176-51-6767

国民年金保険料の免除申請

国民年金保険料の免除について

災害等で財産に相当な被害を受け、保険料を納付することが著しく困難であるときは、申請により国民年金保険料の免除を受けることができる場合があります。

◇申請できる方

災害等により、住宅、家財その他財産につき、被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く）がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方。

◇免除される期間

災害等を理由とした免除は、災害等が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月までの期間が対象となります。

◇手続きに必要なもの

- マイナンバーカードまたは基礎年金番号がわかるもの
- 罹災証明書または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し

  ※罹災証明書については、P12「罹災証明書の交付」をご参照ください。
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届

  （市役所国保年金課国民年金窓口に用紙があります。罹災証明書等で損害の程度が確認できる場合は不要です。）
- 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し

  （保険金、損害賠償金等が支給される場合のみ）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

お問い合わせ先
十和田市 くらし窓口部　国保年金課 国民年金係
電話：0176-51-6753

一部負担金の減免等

一部負担金の減免等について

災害により大きな被害を受けた世帯は、下記の一部負担金等が減額、免除又は徴収猶予される場合があります。

・国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費の窓口負担

・介護保険サービスの利用者負担額

適用には一定の要件や審査があり、必ずしも減免等の対象となるものではありません。詳しくは各相談窓口へご相談ください。

お問い合わせ先

◆ 国民健康保険について
十和田市 くらし窓口部 国保年金課 国民健康保険係
電話：0176-51-6750

◆ 後期高齢者医療について
十和田市 くらし窓口部 国保年金課 長寿医療係
電話：0176-51-6752

◆ 介護サービスについて
十和田市 健康こども福祉部 いきいき高齢介護課
認定給付係
電話：0176-51-6722

水道の使用中止(閉栓)・開始(開栓)

1　水道の使用中止（閉栓）について

被災された住居等の水道を今後使用しない場合は申込みが必要となりますので、上下水道課までご連絡ください。なお、閉栓作業が必要となりますので、お早めのご連絡をお願いします。

◇申込みの際は、次の事項についてお知らせください。

①　使用場所の住所又は水栓番号（分かる場合）
②　使用者名
③　使用中止日
④　水道料金の支払方法（口座振替、納付書払い）
⑤　転居先の住所、連絡先電話番号
⑥　申込者名、連絡先電話番号　など

※被災された住居等の「使用継続」について判断することは困難ですので、使用者ご自身の意思表示をお願いいたします。中止の連絡がない限りは、水道料金の請求が継続します。

2　水道の使用開始（開栓）について

転居先等で水道を使用される場合も申込みが必要となりますので、上下水道課までご連絡ください。開栓作業が必要となりますので、お早めのご連絡をお願いします。

◇申込みの際は、次の事項についてお知らせください。

1．使用場所の住所又は水栓番号（分かる場合）
2．使用者名
3．使用開始日
4．水道料金の支払方法（口座振替、納付書払い）
5．申込者名、連絡先電話番号　など

3　水道料金の支払い減免等について

自然災害の被害を受けるなど特別の理由があるときは、水道料金の減免又は徴収を猶予することができる場合がありますので、ご相談ください。

お問い合わせ先
十和田市　都市インフラ整備部　上下水道課　料金徴収係
電話：0176-25-4511

下水道に関する届出等

１　下水道の使用中止・開始について

水道と併せて受付となりますので、上下水道課までご連絡ください。

◇井戸水等を使用し、下水道に排水している場合の使用中止等について

井戸水等を使用するなどして下水道使用料のみをお支払いしている方で、被災された住居等の下水道を今後使用しない場合は、上下水道課までご連絡ください。

また、使用を再開する場合にも上下水道課までご連絡ください。

※被災された住居等の「使用継続」について判断することは困難ですので、使用者ご自身の意思表示をお願いいたします。中止の連絡がない限りは、下水道使用料の請求が継続します。

２　下水道事業受益者負担金（分担金）の支払い猶予について

受益者負担金（分担金）を納付中の方で、災害により納付することが困難と認められる場合（罹災証明書［写し可］など罹災を証明できるものの確認）は、３年間を限度として支払いを猶予できる制度がありますので、ご相談ください。

お問い合わせ先
十和田市　都市インフラ整備部　上下水道課　料金徴収係
電話：0176-25-4511

ライフライン事業所の連絡先等

【電気事業者】

◇契約に関する問合せについては，ご自分が契約されている電力会社へご連絡ください。

（例）東北電力株式会社と契約している場合

【お引越し・アンペア変更等の契約に関する問い合わせ】　0120-066-774

【その他問い合わせ】　0570-550-220

◇配電設備・計器については、東北電力ネットワーク（株）へご連絡ください。

【停電・緊急時の問合せ】　0120-175-366

【電気設備に関する問合せ】　0120-175-377

【電話事業者】

◇契約に関する問合せについては，ご自分が契約されている電話事業者へご連絡ください。

（例）ＮＴＴ東日本株式会社と契約している場合

【各種相談】

ＮＴＴ固定電話からの問い合わせ　１１６（局番なし）

携帯電話・ＮＴＴ以外の固定電話からの問い合わせ　0120-116-000

【電話線等の撤去・故障・設備不良】

ＮＴＴ固定電話からの問い合わせ　１１３（局番なし）

携帯電話・ＮＴＴ以外の固定電話からの問い合わせ　0120-444-113

【ガス事業者】

◇契約に関する問合せについては、ご自分が契約されているガス供給事業者へご連絡ください。

（例）十和田ガス株式会社と契約している場合　0176-23-3591

【郵便局（転居される場合）】

お近くの郵便局の窓口に転居届を出しておくだけで、1年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送します。

なお、更新される際には、再度お近くの郵便局窓口に転居届をお出しください。

◇郵便窓口にお越しの際にお持ちいただくもの

〈ご本人（提出者及び転居者）の確認〉

・ご本人（提出者及び転居者）の運転免許証、マイナンバーカードなど